

駐留軍用地使用裁決申請等事件

○那覇港湾施設ほか 10 施設に係る審理（第 6 回）

審 理 記 錄

日時：平成 22 年 11 月 30 日（火）

午後 1 時 15 分～3 時 55 分

場所：沖縄市民会館 中ホール

駐留軍用地使用裁決申請等事件(那覇港湾施設ほか10施設)に係る

第6回公開審理

日時 平成22年11月30日（火）

午後1時15分～3時55分

場所 沖縄市民会館中ホール

（午後1時15分 開会）

○當真会長 定刻となりましたので、これより、沖縄防衛局長から平成21年3月27日に使用裁決申請及び明渡裁決申立のあった、嘉手納飛行場に係る第3回審理、同日、使用裁決申請及び明渡裁決申立のあった伊江島補助飛行場に係る第4回審理、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シールズ、トライ通信施設、牧港補給地区、陸軍貯油施設、嘉手納弾薬庫地区及びキャンプ瑞慶覧、以上7施設に係る第5回審理、並びに平成20年6月16日に使用裁決申請及び明渡裁決申立のあった、那覇港湾施設及び普天間飛行場に係る第6回審理を開催いたします。

まず、審理を行う収用委員を紹介いたします。

私は、会長の當真良明です。

会場の皆さんから向かって左側が仲程通良委員、宮城哲委員、右側が島袋秀勝会長代理、大城保委員、以上です。

まず、公開審理の運営について基本的な考え方を述べさせていただきたいと思います。

収用委員会は、独立した準司法的な行政委員会として「公共の利益の増進と私有財産との調整を図る」という土地収用法の基本理念の基に、起業者及び土地所有者等のいずれにも偏らない公正・中立な立場で審理を行います。

ここで、審理進行について何点かお願いがあります。

まず審理会場におきましては、携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしていただき、定められた場所以外には立ち入らないでください。また、報道関係者以外の方の写真撮影及び録音はご遠慮ください。

入場時に「審理会場における注意事項」を配布しておりますので、ご覧ください。

審理がスムーズに進行できるように、皆様の協力をお願いします。

また、審理記録作成のために必要ですので、発言者はマイクを使用し、土地所有者または代理人の方はご自分の氏名を、沖縄防衛局の方は職名及び氏名を述べてから発言をお願いします。

本日の審理の進め方ですが、前回に引き続き、求釈明を行いたいと思います。

途中、15分程度休憩をはさみまして、午後4時に終了する予定であります。

それでは、求釈明を行いたいと思いますが、求釈明については、まず、2009年6月9日付け求釈明申立書の求釈明事項、12について審理を行いたいと思います。前回の続きということになります。

その後、順次、釈明を続けたいと思います。

それから、求釈明及びこれに対する説明は、一問一答式で行っておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、地権者の土地所有者のほうから求釈明を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

○本永春樹(普天間基地土地所有者) 　　こんにちは。普天間地主の本永と申します。

前回に引き続き、文書で提出した求釈明事項の12番について行っていきたいと思います。

12番では本施設、普天間基地における航空機、ヘリコプターですね、運用されている航空機等の事故の実態ということで、明らかにしてほしいということですね。

○當真会長 　　それでは、防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 　　沖縄防衛局の管理部長の長嶺英光です。

本件につきましては、基本的に裁決の申請にあたって、審理に馴染まないと考えているところではございますけれども、参考までに述べますと、普天間飛行場及びその周辺市町村で発生した米軍の航空機事故は、昭和47年以降、17件でございます。

○本永春樹(普天間基地土地所有者) 　　17件ですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) 　　17件です。

○本永春樹(普天間基地土地所有者) 　　このほうは出典といいますか、調査の17件の出典があるかと思うんですが、これはどういったところから把握されたものでしょうか。

○長嶺英光代理人(起業者側) 　　当局の資料で出したものでございます。

○本永春樹(普天間基地土地所有者) 　　政府のほうでは昭和47年以降、いわゆる復帰のときからこういった調査をして、この17件というのを把握されているということですね。

○長嶺英光代理人(起業者側) 　　はい、そのとおりです。

○本永春樹(普天間基地土地所有者) 　　ちょっと出典が異なるんですけれども、沖縄県の調査資料で5年おきに作成される県の資料があるんだけれども、そこでは今私が見ている

資料は基地別の資料ではないんですけども、例えば軍別、空軍であるとか、海兵隊であるとか、海軍、そういうことであるんですけども、その中では海兵隊の固定翼機、飛行場ですね、それが51件、あるいはヘリコプターが76件ということであるんですが、これは当然、普天間だけではないんですけども、普天間はかなりのウエートを占めているだろうということがあるかと思うんですけども、そういったところの数字の差みたいなものというのは、これは17件とはちょっと開きがあるんですけども、どういったふうに考えたらいいのかと思うんですけども、これはどういったところでの食い違いが出ているんでしょうか。

○長嶺英光代理人(起業者側) この17件につきましては、普天間飛行場に係る事故という形で17件という形で、本施設ということでございましたので、普天間飛行場に係る事故として17件でお答えしたところでございます。

ちなみに、沖縄防衛局で把握しているすべての米軍の航空機事故の件数につきましては、先ほど参考までに申しますと、当局におきまして地位協定第18条の関係業務を実施する中で知り得たすべての米軍の航空機事故につきましては、昭和47年以降、最近まで入れまして189件という形で承知しております。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 代理人の阿波根ですけれども、47年から18件ですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) 17件です。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 17件の航空機事故があったということですけど、その中で人身傷害、人身被害が出ているケースは何件ぐらいかということと、それから民間地域で、普天間飛行場から出て飛び立ったヘリコプターが民間地域に墜ちたりすることもあるんですけど、そこらへんの件数とか内容とかを説明していただけませんか。

○當真会長 はい、防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 先ほどお話ししました17件の事故の内訳でございますけれども、墜落が4件でございます。部品等の落下事故として5件、それと予防着陸として8件ございます。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 墜落したというのは、飛行機が空から地上に墜ちることですよね。墜落したということはね。それが4件もあるということですね。

○當真会長 はい、防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 空から墜ちたということです。

- 阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 物が落ちたということは何件あるんですか。
- 長嶺英光代理人(起業者側) 先ほどもお話しましたけど、落下が5件でございます。
- 阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 落下が5件ある。それから?
- 長嶺英光代理人(起業者側) 予防着陸は8件でございます。
- 阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 予防着陸ですか。
- 長嶺英光代理人(起業者側) そうです。
- 阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 予防着陸というのは、本来は着陸すべきでないのに、緊急的に着陸するということですか。
- 長嶺英光代理人(起業者側) 計器が点滅されたときに予防的に着陸するというようなことでございます。
- 阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 普天間飛行場から民間地域に墜ちた、墜落したと、あるいは物が落下して損害を与えたというようなケースはございませんか。
- 長嶺英光代理人(起業者側) これは4件の内訳という形でよろしいでしょうか。
- 阿波根昌秀代理人(土地所有者側) まず、それでよろしいかと思いますけど。
- 長嶺英光代理人(起業者側) 17件のうち11件が基地外で発生しております、そのうち被害が生じたのは4件でございます。その中にはサトウキビとか建物、車道等への被害が発生しております。ただ、これまで民間人に対する直接の被害は生じておりません。米軍人は死亡4名、重軽傷10名となっております。
- 阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 民間にに対する人身事故は直接は起きていないということですか。
- 長嶺英光代理人(起業者側) はい、そうです。
- 阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 墜落事故のほとんどは、回転翼機、ヘリコプターによるものですか。
- 長嶺英光代理人(起業者側) 4機のうちOV-10という観測機が機器の故障により墜落したことが1件ございまして、それ以外の3件についてはCH-46、CH-53、CH-53Dというような形になっております。
- 阿波根昌秀代理人(土地所有者側) はい、わかりました。
- 當真会長 ありがとうございました。
- 普天間についての求釈明は以上で終了いたしました。
- 引き続いて那覇港湾施設についての求釈明に移りたいと思いますので、地権者のほうよ

ろしいですか。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) すみません、代理人の阿波根ですけれども、きょう担当者がまだ来ていないものですから、それで那覇港湾は後回しにしていただいて、できましたら基地内立入調査をした地主さんがいますので、その方が意見なり、感想なり、あるいは釈明なりをお伺いしたいということです。

有銘政夫さんでよろしくお願ひします。

○當真会長 それでは、わかりました。では、那覇港湾は後にまわすということでよろしいですね。

それでは、有銘さん、ご意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○有銘政夫(嘉手納基地土地所有者) 嘉手納の地主の有銘政夫です。

嘉手納の立ち入りは10月14日でしたか。2人の記録がちょっと違っていたものですから、確認しているんですが。26日ですか。

○當真会長 14日のようですね。

○有銘政夫(嘉手納基地土地所有者) 14日ですね。

実は、基本的には収用委員会に対するお願いがあって、立ったんですけども、72年の復帰と同時に公用地法が適用されて5年間、あと、地籍明確化法で5年間、10年延長されたわけですよね。そういう中で地籍明確化法に移った時点だったと思うのですが、最初の立ち入りが行われているんですよ。

自分の土地についてだけ申し上げますけれども、この間の14日の立ち入りは、たまたま弁護士さんが都合つかないということで、照屋会長と私と2人が収用委員会の皆さんと一緒に立ち入りに入れてもらいました。結局、最初の77年から、あと5年間の間、ちょっと記録を見なければはつきりしませんけど、立ち入りしているはずなんです。

当時、僕も自分の土地ということで確認に入りましたけれども、当時の状況としては、僕の土地があるといわれた地域は、少し離れたところに2階建てだったかな、建物が1軒あつただけで広場でした。道路が通っていました、そこに道路の中央ぐらいまではみ出して、長四角になった土地を「お前の土地だ」というふうに示されました。そのときは確か砂袋みたいなものを置いて、「ここ、ここ、ここだ」と四隅を印して、そこを見せられました。そういう記憶をはっきり覚えています。もう一度言いますけれども、周辺は全部広場でした。今度入ってみたら、どうなっていたかというと、私の土地といわれている中に3階建てだったか、長い宿舎がありました。その周辺はもう繁華街です。僕らの周辺で言うなら

ば。建物がぎっしり並んで、空き地はほとんどありませんでした。そういう場所になっていて、本当に長い年月だなと思いました。秀傳さんと2人、車の中で話したんですが、やっぱり外国に行ったような気分でしたね、基地の中は。これだけ長い期間、僕たちが地主という立場で知り得なかつた状況が、あの基地内の変化です。

それで結局は、かなり強化されているわけです。整備されて。本当に第1ゲートから入って、最後も第1ゲートまで戻ったんですが、一度だけアメリカに行ったことがありますけれども、あのアメリカの感じですね。あれは沖縄では想像できない家並だし。それから、空間もそうだし。全く別世界です。やっぱり僕らは、この間、嘉手納基地のことはアメリカ村だというふうに表現してきましたけれども、本当に向こうは外国ですね。そういうふうにイメージとしては、全く自分のイメージしていた、あの立ち入りから年月が経つて整備されている状況というのは、想像さえできませんでした。

もう1つは、僕たち2人しか認められませんでしたけれども、嘉手納にある反戦地主の土地は、全部見せてもらったといいますか、見てまわりました。あるときは山の中に入つて、そこも見ましたけれども、多分、17軒ぐらいあったんじゃないですかね。

思ったことは、非常に大きな矛盾を私は感じました。先ほど言ったのは、基地の拡大強化に伴う中のあり方は、思いやり予算の力が大きいなというふうに感じたし。

もう1点は、その土地を案内したときに、僕の土地は長四角になって四隅しかありませんけれども、ほかの土地はこういう整理の仕方はされていませんでした。学校敷地のところで見たのは、いわゆる自然の状態といいますか、最初に行ったところは幅が広くて、次第に土手の上まで、最後は先端は尖がった形で、多分、僕がちょっと見た範囲で8カ所ぐらいにポイントがあって、白と赤の棒を立てて、「これだけです」というふうに見せてもらいました。そのときに感じたんですけど、実はこのときに僕は聞きました。秀傳さんも聞いていました。「この印は一体どこが基準で、どういうふうにしてわかるんですか」と聞いたら、反戦地主の土地というのは、どこどこどこと地図上でわかっていると。そして、その近くに恒久的に立っている電柱とか、大きな目印になるものがあって、そこからおよそ何メートルという距離をメモしてあるから、そのへんをこの日のために操作をして、この杭を確認したと。だから、ここからというので、コツコツ叩いてまわって、そしてそこを発見したら、その草を刈って、ここを基準に図面に従つて打つてある杭を全部発見して、そこを印してありますと。こういう丁寧な説明でした。

だから地形は昔の地形といいますか、なっているわけです。だけどそういったところが

あって、山の中もそうでした。全部まわりましたけれども、そういう状況を確認しました。

そのときに私は質問しました。「この土地に隣接するほかの土地はもう全部こういうふうに杭が打たれているの?」、「いやいや、やっています」と。いわゆる契約されていないという、反戦地主の土地だけ杭は打ってあるんだと言っていました。このことは非常に重要なですから、記録しておいてください。

もう1つは、僕たちが地図を見せられたとき、ほとんど僕の土地だったという周辺などは、ほとんど全部といっていいぐらい、ポイントは多くて5カ所ぐらいです。地形はきっと線で結ばれているという形になっているのが多いんですけど、見せられた土地はそうでなかつた。繰り返しますけど、僕の土地は四隅しかありませんでした。何が言いたいかというと、この間、収用委員会で論議をしたときに、僕の土地などは、特に森根では眞榮城玄徳さん、何名かは地籍不明地、いわゆる確定していないということで、意見を述べたところですから、そういったところでは確定はできないけれども、嘉手納の全体をまとめてアメリカに提供しているわけだから、その中にあると。ほかの人たちは自分の土地を確認しているから、残った土地がお前の土地だというふうな説明で、この間、防衛施設局はずーっと言ってきていたわけです。

しかし、今さっきから話した件を総合すると、これは全く違うんですね。いわゆる反戦地主といわれる、とりわけ地籍不明地といわれるところは、ちゃんと確定してきっと杭を打ってあるわけです。そのほかは杭はないんです。そうすると不明だといわれたところだけは確定している。ほかは確定されていないというのが実態になっているということに驚きました。こういう矛盾がずーっと立ち入りを要求してきた立場では、実際の有様を自分の目で確認した思いでした。これが1点。

もう1つは、私はこの間、ずーっと土地の形態、以前の公文書館にある資料からは、ほぼ真四角になっていたのが細長くなっているという、この矛盾。

もう1つは、位置が全然違うんですよ。そのことを言ってきたけれども、これは嘉手納基地内、基地は一帯全部収用しているんだから、その中にあるということが1つ。そして、みんなが確認をして了解を得たんだから残っているのがお前の、というこの2つの理由で押し切ってきたはずのものが、きっと杭を打って確定してあるんです。矛盾はこの2つ大きくあるわけです。そのときにも僕は収用委員長には耳打ちをしましたけれども、ここは全然違いますよと。この場所は全然違いますよとだけは申し上げておきました。

そういうことで考えてみると、どうしても今度の収用委員会で立入調査ということで同

伴しましたから、今のような矛盾をもう一度、今回の収用委員会でも、きちっと過去の資料も再度、再提出をする形でここで論議を深めていただきたい。一度僕の土地などは却下されているんですよね。地籍不明地ということで。なおはつきりしたのが、そのときもつともらしい理由の2つも、完全に明確に現地に即せば違うということが明らかになっていますから、そのことを追加証言をして、ぜひ今度も収用委員会の名において却下の対象になると、僕は確信をもっていますから、そういう意味で、今までの状況と今回の実態をあわせて、再度提出したいと思いますので、ぜひ了解をいただきたいし、そして、その名においてきちと審議をしていただいて、今まで言ってきた大きな矛盾が、立ち入りをするということによって明らかになった矛盾が、はつきりするよということを申し上げたいわけです。

その意味では防衛施設庁の皆さんに僕らの質問に素直に正直に答えていただきたい、実態をみせていただきました。

しかし、私は自分の土地を確認して、さらにこっちはやっぱり違うなと。矛盾は大きいなと。このことを僕が認めてしまうわけにはいかんなど、こういう強い信念をもちましたので、収用委員会のほうでひとつよろしく、次回には資料を揃えて提出いたしますので、意見も述べたいと思いますから、以上、かいつまんで感想と実態を明らかにしておきたいと思います。ひとつよろしくお願ひします。

○當真会長 有銘さん、ありがとうございました。

現地調査に関連するご意見とお話をでした。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 代理人の阿波根です。

有銘さんの土地は伊森原にある土地ということなんですか?

本人はその土地については、あるいはその土地の存する一帯、伊森原の土地については、本来の土地のあるべき位置境界が、まだ確定していないんじゃないかという問題意識をまだもっているということです。今回の強制使用の手続きにおいても、伊森原にある有銘さんの土地については、地籍はもう確定したとして申請しているんじゃなくて、収用委員会に対しても、起業者のほうは有銘さんの土地はここだろうということで、図面上でその場所を特定して、ここが対象土地だということで申請していると思うんですけど、要するに地籍はもう明確になったものとして申請したんじゃなくて、一応の対象土地として申請するのはここだという形で申請していると、そういう方法で申請がなされているのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけど、よろしいですか。

○當真会長 求釈明書に載っていない事項にはなりますが、意見との関係でそういうご質問がありますけども、お答えになれますか。防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 確かに嘉手納飛行場の中には国土交通大臣の承認を受けない未認証の土地があることは我々も承知しております。この未認証の土地につきましては、境界明確法による位置境界明確作業を通じまして、隣接している字の区域との境界を確定しております。字区域内の各筆の境界も一部土地所有者の隣接との境界を除き、土地の境界は関係土地所有者間において確認済みであると。未認証の筆の境界につきましては、当該土地所有者と隣接土地所有者が位置境界について争ってないこともございまして、現地に即して特定できる状況にあると考えているところでございます。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 強制使用の対象土地は、現地において特定できるんだと。それを図面化して出せるんだと。そこが本来のあるべき国土交通大臣の認証する土地かどうかは別にして、強制使用の対象としてはそれで十分だということで、現場において有銘政夫さんの土地については、何かポイントを打つてそこだというふうに指示しているわけですか。

○當真会長 はい、防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 現地で説明する際に、我々としてはこの土地が有銘さんの土地ですよということを明示するために、境界に即してポイントを落としているというような状況でございます。

○當真会長 はい、どうぞ。

○照屋秀傳(嘉手納基地土地所有者・反戦地主会代表) 嘉手納基地の中に土地を持っている森根地主原の地主、照屋秀傳ですが、発言予告はしていないんですけど、今、有銘さんの話や阿波根先生の話を聞いていると、関連して新しいのが出てきましたので、もし、きょうお答えできなければ次回でもいいですから、お考えになっていただきたいなというふうに思います。

1つは契約を拒否している地主の土地には杭が打たれていました。僕の土地も何ヵ所でしたか、杭を打って、全部杭を確かめることは僕はしませんでしたけれども、ほかの契約地主の皆さんのお宅には杭は打たれていない。契約をしていない土地について杭が打たれているということでしたが、1つの疑問は、あの杭はまだそのまま残っているんでしょうかということです。立ち入りのたびごとに調査をし直して、新しい杭を打っていくのか、あるいはこれは半永久的に杭が打たれている今の杭、これはずっと残っているのかなどとい

う疑問と期待。

それからもう1つは、これは意見も含めてですが、日米安保条約というのは、いつまでも続くという保証はないわけですよ。もし、嘉手納以南の米軍基地については、順次なくなっていくという計画は出ておりませんが、嘉手納基地はどうなったら開放しますというような方針はまだ出ていません。でも、安保条約はいつまで続くのかという保証はない。だからいつなくなってもいいし、私たちも日米安保条約は一日も早くなくなったほうがいいなど。なくなったら沖縄に米軍基地がなくなって、沖縄も平和な島になるなというような期待をしています。

もし、開放になつたら、僕らの今まで契約を拒否していた人たちの土地は杭打ちをされているから、もう確定ですよ、開放されても。あっちからこっちは僕のものと。あとは契約している皆さんの土地は、その後からまた測量し直して、新しく僕の土地は何十平米、何百平米、こういうようなものが2万何千件もあるわけですよね。こういう跡地利用をするための土地区画を割り当てるのが、そのときに私たちのものはすでに杭を打っていますから、真っ先に確定をして残り契約をされている皆さんの土地は、これからまた確定をするんですよと、こういう作業になるのかな。これは跡地利用については防衛施設局の皆さんとは直接関係はないにしても、でも、私たちの土地を提供した本人であるわけですから、そこまでは責任をもたなければいけないだろうと、僕は思うんです。そのへんの疑問がまずあって、同時に希望もわいてきました。いつ嘉手納飛行場が撤去開放されても、僕の土地、有銘さんの土地、眞榮城さんの土地はこういうこうこうで、最初から確定されていてよかったです。すぐ利用されるさ。そういう疑問と希望があります。これはきょうお答えできなければ、次回でもいいですから、ぜひお考えになっていただきたいというふうに思います。

もし、立ち入りするたびごとに測量をし直して杭を打ち直していくんだったら、これは防衛施設局の皆さんも大変な作業ですよ。この前の作業だけでもいろいろ見ていても大変な作業だなと思うんです。もう本当に雑木林の中に入っていったり、登り坂になっているところに立ち入って杭を打ったり、草を刈ったり、灌木を倒したり、あれは大変な作業だなと思って、もう本当にご苦労さんという気持ちでいましたが、皆さんが楽になるためにも、やっぱりあの杭はそのまま打っていて、僕らももう年ですから、僕の土地もあとしばらくすると子供たちに譲り渡すかもしれない。そのたびごとに、また、立ち入りもしなければいけないし、大変だろうと思うんですが、ぜひ今のままの杭を残してもらって、将来

皆さんも、また、私たちも楽になるような、収用委員会の皆さんも楽になるような方法を考えていったらいいんじゃないかなと思うんですが、そのへんはいかがでしょうか。

○當真会長　　はい、防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側)　　この間、普天間飛行場と嘉手納飛行場を多分見られたという中でのご感想だと思いますけど、特に普天間飛行場におきましては、やぶの中に一応入っていきまして、杭を見られたと思いますけれども、あれも随分前に打った恒久的な杭でございまして、基本的に米軍かだれかが抜かない限りは基本的にあるというような状況でございます。

それとこの間、嘉手納飛行場で住宅地のところを見た場所につきましても、道路においては道路にピンを打って抜けないような形にしております。それと一部住宅の横のほうで草のほうにあった杭もございましたけど、基本的には草刈りを米軍がやって、ときたま全部残るわけじゃなくて、飛ばされるときもございます。そのときにはその分だけ1点だけを追加して測量する場合もございます。基本的にはだれかが故意的に抜かない限りは、基本的に現場にはあると。特に嘉手納飛行場の中でグラウンドのほうを見られて、細長い土地があるということがございましたけれども、あれは確かに言われたように、打ちながらいい音が出たときに、みたらちょっと出てくるというふうな形で、我々としてもある程度杭が飛ばされないような形で打って、収用委員会が現地を見たいというときに提示できるような形で常時、基本的には提示できるようにしております。以上です。

○照屋秀傳(嘉手納基地土地所有者・反戦地主会代表)　もし、というか、将来これはもう必ずくるわけですから、開放されたときに何万人という人たちの土地を、今、図面上は確認できるけれども、現地に行って、あっちからこっちまで、あっちからあっちまでというような確認をしなければいけないわけです、実際、開放になつたら。そのときには今杭を打っている私たちの土地は、最初にこれはこここれだけは照屋秀傳のものだよと。そして、僕が了解する。こういうふうな作業をやるのかなと。あるいは全部開放になつたら、もうご破算にして、杭も全部取っ払って全体の中のこれだけ分を確定をしていくのか。なぜかというと、地籍明確化法の中で和解方式でやつたときに、みんな土地は増えているんですよね。僕の土地も4平米ぐらい増えているんです。おそらくみんな増えていると思うんです。増えたら嘉手納飛行場の今の面積にあの何万人の所有者の土地をあてがうと、あれだけでおさまるのかなと。水釜のあの海のあたりまでいかないかなと心配もあるんです、僕は。そのへんは大丈夫でしょうか。

○當真会長　　はい、防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側)　　明確化法によりまして、図面もちゃんとできていますし、測量も入れていますので、今の嘉手納飛行場の中に、ある図面の中でしっかりとおさまるよううに土地明確化法については整理されております。

それとあとは返還されたときのお話でございますけれども、これは基本的には当然、区画整理事業が入るのかなということを思いまして、直ちに自分の土地を使えるかどうかにつきましては、組合の中である程度、お話し合いの中で決まっていくんじゃないのかなと。将来的なことは申し上げられませんけれども、そういう形になるのかなと考えております。

○當真会長　　よろしいですか。

それでは、引き続き那覇港湾施設のほうが残っておりますが、どういたしますか。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側)　　まだ担当者が来ておりませんので。伊江島関係の土地についての意見と求釈明をお願いしたいということで、申し出がありましたので、知念忠二さんにお願いします。

○當真会長　　知念さんですね。それでは、意見等よろしくお願ひします。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者)　　私は伊江島補助飛行場関係の地主の知念忠二と申します。どうぞよろしくお願ひします。

私はすでに3月26日付け、今年です。「伊江島補助飛行場について」というタイトルで求釈明の申立書を提出してございます。きょうは1番目から順を追って那覇防衛局に求釈明、つまり質問をし、そしてさらにわからない点は問いただしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、最初は伊江島補助飛行場の管理部隊の移転問題についてでございます。

求釈明申立書に記述しておりますので、まず、その記述の内容を読み上げて説明に代えたいというふうに思います。

演習場を管理する米海兵隊「運用支援分遣隊」は、現施設を真謝区に接近する、中飛行場北端付近、つまり北の端付近に移転する計画で住民説明会が行われております。しかし、同区は基地被害発生の懸念等から全会一致反対決議をしておりますが、分遣隊移転計画の内容と問題の経過を説明していただきたいということでございます。よろしくお願ひいたします。

○當真会長　　それでは、防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側)　　本件につきましては、本来審理に馴染まないというよう

な形で我々は考えておりますけど、分遣隊の移転の内容につきましては、一義的には沖縄総合事務局と伊江村と米軍で調整しているものと承知しております。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) 総合事務局と米軍ですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) 米軍と伊江村です。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) 伊江村ですね。ということですけれども、私はすでに求釈明を前もって提出をして、防衛局に準備をするように通告をしてあるわけあります。この分遣隊の移転問題というのは、何も伊江村の農耕とか村の運営など、政府の出先機関と調整するような中身じゃないんですね。まさに伊江村に防衛局が管轄をする米軍基地があるからではありませんか。そういう観点からすると、全く関係ないとは言えないのでありませんか。

私は補助飛行場の案件について、本土地収用委員会の審理開始にあたって、伊江島補助飛行場について、前回も肝心な点は審理に馴染まないということでことごとく政府側は説明を拒否してきたので、そういうことがないようにということを要望しておきました。おそらく収用委員会も防衛局の皆さんも記憶しておられると思います。

したがって、たとえ直接には関係がないにしても、先ほど申し上げたように、これは基地あるがゆえの問題の発生ですから、総合事務局、伊江村、米軍に聞いて本収用委員会の公開審理において説明するのが当然の政府お役所の仕事ではありませんか。その点どう思いますか、ご答弁ください。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) もともと分遣隊の移転の話は、すでに承知したと思いますけれども、地下ダムの関係で今の通信隊の事務所のほうに地下ダムの一部が入ってくるというような形で、分遣隊としては移転せざるを得なくなったという形で私は承知しておりますけど、移転等の場所等の検討につきましては、当局として入っておりませんので、その中で米軍と伊江村と総合事務局の中で調整をされたという形で承知しているところでございます。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) これはやはり伊江島の地主をはじめ、そして演習場周辺に住んでいる人々は特にこれまでおびただしい被害を55年前からの土地接収以来、現在に至るまで受けてきておりますので、それがさらに移転することによって被害を受け、あるいは安全を脅かされはしないかという、こういう死活問題なんですよ。

そこで申し上げますけれども、これは今の分遣隊の施設については、2年半前に2億数

千万円で改裝したばかりだと聞いておりますよ。こういうものをちょうど村が周辺で地下ダムをつくるからというので、先ほど少し説明がありましたが、米軍のほうは、それぞとばかり、自分たちの使う排水が入るかもわからないから移転したほうがいいと思いますと。移転させてくれということで申し入れてきているというわけでしょう。普通のいろんな被害などおびただしい村民、住民に対する問題については、ほったらかしてきた米軍が、今回の場合はそういうふうに言い出してきているということからみても、これは何かあるなというふうに地域住民や村民が勘ぐるのは当然じゃありませんか。そういうことで、米軍のねらいは一体何なのか。これを住民側から移転してくれ、撤去してくれ、全部、管理部隊もろとも演習場はじめ基地は撤去してくれ、移転してくれという、こういうものならわかりますよ。米軍が改裝したばかりのこの施設を、そういう村の計画にかこつけて移転させてくれということは、何かあるんじゃないかということで考えるのが当然ではありませんか。防衛局はどう考えますか。

○當真会長　　はい、防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側)　　地下ダムの件につきましては、過去に南部のほうで地下ダムをつくりまして、それが溢れてきたというような事故がございまして、米軍はそれを承知しております、その中で自分のところにそういったのが逆流してきたら困るという意味で移転の話を持ち出したと記憶しております。

○當真会長　　はい、知念さん。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者)　　今回の場合は、溢れたら困るというそういう問題でもなく、自分たちの排水、あるいは汚水、それが地下ダムにいくんじやないか、こういうようなことだと聞いております。それを対策すればいいんじゃないですか。2年半前に二億数千万円もかけて改裝して立派になっているではありませんか。今のような理由は成り立たないわけですよ。

だからやはり真のねらいは、伊江島における特に演習場などの施設を強化する、その運用をまた強化していくと、こういうところにあるんじゃないかと思いますけれども、どう思いますか。

○當真会長　　防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側)　　あくまで移転する場合におきましても、米側の現在ある、規模でもって移転しますので、基本的に面積が増えるというようなことではありませんので、基本的に機能強化ということにはあたらないんじゃないかと考えております。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) 機能強化にはあたらないというふうに米軍を擁護するような、そういうふうに聞こえる答弁ですけれども、この管理部隊の主なる仕事というのは、演習場の効率的な運用、それが主なる仕事なんですよ。だから今のところから演習場、つまり伊江島補助飛行場といつておりますけれども、その演習場に近いところに行けばいくほど、その機能はよく果たせるわけですよ。部長、ご覧になりましたか。この管理部隊と演習場との距離。だから最初は伊江村の西崎区、つまり中飛行場ですね。これも軍用地になっている飛行場、あとで聞きますけれども、その中飛行場の南の端が波止場からのいろんな荷物の運搬その他で便利で、演習場にも近いということで移転候補地として白羽の矢を立てているんですよね。そこで村当局と西崎区の話し合いがなされたというふうに聞いておりますけれども、この経過については防衛局は聞いておりますか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) そのような話があったということは村長さんから聞いております。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) その具体的な内容はどうなんですか。お教えください。

○長嶺英光代理人(起業者側) 具体的な内容については、向こうは詳しくは教えてくれませんでしたけど、そういう話があったということは聞いております。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) 基地を管理する政府、防衛局は子供の使いじやあるまいし、そういうことを聞いたのであれば、なぜどういうふうになったか、中身を詳しく聞くべきですよ。新聞、その他、現地の人々の説明によりますと、やはり西崎区が反対しているんですよね。こんな近くにこういう基地を強化する目的で、しかも犯罪など脅威をもたらす米軍部隊が来たら、西崎区は困るということで西崎区が反対をしているんですよね。そういうことで村当局もやむを得ず、向こうに移転するということはあきらめざるを得なかった。こういうことですけれども、聞いておりませんか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 西崎区のほうに学校があって、そういう意味で学校に近いからということは、そのような話があったというのは聞いております。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) だから私が問いただしたら学校があるからということをおっしゃっていますけれども、実際には防衛局は聞いているんですよね。素直に地主が質問をしたら、真実をこの場でまず述べるべきですよ。正さなければ言わない

というのは卑怯じやありませんか。地主であり、その地域住民に関係する者としては怒りますよ。

そういう経過があつて、学校はもとよりなんです。住民、民間も近いんです。中飛行場の端のほうから西崎区の場合は。そういう経過をたどつて、じゃそれはどこにその場所の移転場所は移つていったのか、その点についても聞いておられますか。調べておられますか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 直接、我々が中に入ったわけではございませんけれども、村長さんが米側と調整した後に局によって、こういう形で調整しているというような話を聞いております。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) こういう形というと、私が求釈明申立書で述べているように、真謝区という意味ですか。確認いたします。

○長嶺英光代理人(起業者側) そうです。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) では、確認いたしますので続けます。

真謝区のほうでは、やはりこういう経過をたどつて求釈明申立書に書いてありますように、中飛行場の北の端に部隊が移転してくるということになって、2007年12月に村当局が真謝区のほうにやってきて説明会を行つてゐるわけです。そこで真謝区のほうでは区民総会で全会一致で反対を決議しているんです。そのことについて聞いておりますか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) このことについては特に説明は受けておりません。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) やはり肝心な点なんですよ。住民の命、安全、あるいは日常生活にかかわる重大な問題ですからね。こういう中身をまず調査しないといけませんよ。私のほうから申し上げますと、やはりその理由は米軍が引き起こす事件への懸念がまず第1なんですね。そこで比嘉怜区長は、こう言つております。「区民の安全を守る立場から、移設は絶対に受け入れられない」こういうふうに言っておりますが、このことについてもご存じないですか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 特に聞いておりません。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) 非常に残念ですね。これは防衛局がわざわざ、村当局、あるいは米軍などに聞かなくともわかるようになっているんですよ。つまり、

私が申し上げている事実は、琉球新報の2008年4月22日の夕刊に大きく報道されていますよ。だからそういうふうに演習場を管理する、基地を管理する、少なくとも任務を負っている政治であれば、日頃からこういう基地関係、特に伊江島は危険な爆撃演習場、あれは公開演習場でしょう。そういう事件、事故も頻発している。そういう場合は、たとえ新聞のベタ記事でも注目をして、やはりファイルにとどめておいて念頭に入れておくのが当然じゃないでしょうか。

さらに、琉球新報の記事の中から引用しますと、こういうことですよね。「日米両政府が4月17日、補助飛行場の一部を地下ダム用地として供用使用するために合意したことに伴う移設で2007年、米軍が移設を村に提案した。移設案に真謝区は反対している」。

こういうふうに先ほどの議論にもありましたけれども、これは米軍が申し出てきているわけですよね。これについては繰り返しここでは申し上げませんけれども、再度、防衛局にその件でお尋ねをいたします。現在の進捗状況については聞いておりませんか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 特に最近の進捗状況については聞いておりません。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) それでは、聞きますけど、今まで進捗状況を聞いてないというのであれば、きょうの私の求釈明、質問にちなんで、ただちに現在どういうふうに進展しているか、調査するお考えはありますか。調査してその結果については、私の求釈明は今後も続くと思いますので、そのときに調査した結果、現在どういう進捗状況になっているか、ご報告願います。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 本件につきましては、最初に審議に馴染まないのではないかという話をしたとおりでございまして、我々としましては、米軍と村、沖縄総合事務局が現在調整しているという形で承知しているところでございます。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) 審議に馴染まないということについては、私は何度も指摘してきました。審議に馴染まないというのは、質問されるあなた方政府の言う立場じゃありませんよ。私たちがこの点については聞かなくてもいいと言うなら、これはわかりますよ。私たちが自ら馴染まないから引っ込めますと、それはわかりますよ。少なくとも政府は憲法に基づいてちゃんと私たちの権利を保障する責任と義務があるんじゃないですか。これは自分の省の関係じゃないから、審議に馴染まないと。そんなことは言っておれないと思いますよ。憲法はそうしていいといっていますか。すべて国民の権利

は政府には守る責任と義務があるんですよ。そういう点で私のこれについての意見は終わりまして、代理人の阿波根先生に替わります。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 非常に重要な問題だと思うんですよ、長嶺さん。

やっぱり米軍に基地を提供しているのは、自ら契約をして米軍に提供した地主さんもいらっしゃるし、自分の意思に反して強制的に基地に提供させられてしまう地主さんもいるわけです。この件について言えば、「運用支援分遣隊」というのが施設の中のどの位置に位置されようとしているのか。その分遣隊の施設が伊江島の地主さん、あるいは住民に対してどんな影響を与えるかというのは、基地の維持管理は非常に重要なことなんですよ。みんな関心が深いところなんですよ。分遣隊の位置によって契約に賛成する人もいるし、反対する人も出てくると思うんです。だから防衛局としては、米軍施設の管理者ですから、この分遣隊がどこに移されようとしていると。そして、住民がそれに対してどんな反応をしているんだと。現在の状況はどうなっているのかというのは、まさに皆さんのはうで第1の業務は皆さんのはうにあると思うんですけど、どうでしょうか。だから私たちも地主さんもものすごく関心があるわけです。だから次回までに、それをぜひ回答してください。審理に馴染むんです、これは。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 先ほどもお話したように、あくまで移転の内容等については、沖縄総合事務局と米軍、村で調整しているという中で、我々としてはこの件については審議に馴染まないというような形で考えております。

○當真会長 はい、どうぞ。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 関連質問いたします。代理人の仲山と申します。

今、分遣隊の移転の問題について、防衛局は自分たちは関与していないという話がありましたね。そこでお聞きしたいんですが、基地を提供する者として、提供された施設の変更、移転を含めたそれについて防衛局は関与しないんですか。関与する場合としない場合があるんですか。それとも全く関与していないんですか。今回、どうしてあなたたちが関与しないんですか。普通であれば提供者として当然基地の施設の変更については、皆さんが関与すべきだと思うんですよ。関与する場合としない場合があるのか。それとも一切関与しないのか。どっちなんでしょうか。これ、提供との関係で非常に重要ですから、明確にしていただきたい。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 基本的には関与する場合と、関与しない場合がございます。例えば、道路をつくる場合に米軍の一部を通って建物がかかりますといったときには、道路をつくる側のほうが米側と調整しまして、当然、返還というのが出てきますから、我々も一応中には入りますけど、実際この建物はどこに移転したほうがいいかという話については、基本的に当事者同士でお話することも多々ございます。だから関与する場合と、関与しない場合がございます。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 今、関与する場合と、関与しない場合があると言いました。その具体的な基準は何でしょうか。

それとあと1つ、変更する場合に地主の了解は得るのか・得てないのか。地主は提供するときには特定の目的で提供しているはず。だから提供目的が異なってくることになるわけですね。そのあたりを含めてお答えください。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 今の質問については次回にお答えしたいと思います。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) じゃ次回に明確にお答えください。きっちりとした具体的な例も必要ですが、基本的な基準、それを明らかにしてこういう場合はこれにあたる、こういう場合はあたらないという形で、例示も含めて具体的にお答えください。

というのは、提供施設の中によって住民生活に影響してくるわけです。国民生活に。それとの関係で私は重要なことだと思っていますので、今、なぜ、どうして沖縄総合事務局が関与して、防衛局は関与しないのか。私には全く理解できないですが、そのことも含めて明らかにしていただきたい。

○當真会長 それでは、知念さん、引き続き。

時間の都合もありますので、ちょっと進行を早めにお願いいたします。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) それでは、回答があるようですので、ちょうど区切りまでありますから、回答しますか。私、とめておきますよ。

○長嶺英光代理人(起業者側) 先ほどの求釈明について、実際、文書でもらえますかということでお願いしたいんですけど。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 私が求釈明した以上のことはありませんので、文書を出す必要はございません。明確です。

○長嶺英光代理人(起業者側) それを文書で出してくださいと。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 明確でなければ文書で明らかにしますが、特に文書

で出す必要は感じません。

○當真会長 防衛局、確認しますが、今の趣旨は先ほどの仲山弁護士からの釈明については、防衛局としては文書で新たに釈明として出してもらいたいということですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) そうです。

○當真会長 これについて仲山弁護士のほうは。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 求釈明をする場合に、文書で出すのは釈明事項を明確にするという意味で、文書で出したほうがいい場合もあると思います。今回の場合は、あえて文書を出す必要はなくて、明確だというふうに思っております。ただし、施設局が文書で出さない限り回答ができないと、その理由はわかりませんが、というのであれば、そして、かつ文書で出せば明確な回答をしていただけるという約束があれば出します。

○當真会長 防衛局、今のような回答というか、趣旨のようですが、それでは、防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 我々としてできる限りのことは回答したいと思っております。

○當真会長 それでは、今の防衛局のお話だと、文書で出してもらえればそれなりの回答はするということですかね。

仲山代理人、文書で出しますか。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) はい。

○當真会長 では、お願ひいたします。

時間がちょうど区切りになりますて、2時半過ぎておりますので、ここで15分ほど休憩をとります。再開は2時45分からの予定です。それでは、休憩いたします。

(午後2時31分 休憩)

(午後2時45分 再開)

○當真会長 それでは、再開いたします。

引き続き、求釈明を行いたいと思います。

知念さん、引き続き求釈明をどうぞ。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) それでは、引き続き、私、地主の知念のほうから求釈明を続けたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。防衛局はできるだけ審理に馴染まないということをおっしゃらずに、素直に答えていただきたいというふうに、まず最初に要望しておきたいと思います。

より具体的に聞きますけど、真謝区のほうに移転をする演習場管理分遣隊と住民地域と

の距離、そういう具体的な状況について防衛局は把握しておられますか。把握しておられましたら、ご説明をお願いしたいと思います。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 今、手元に資料がございませんので、お答えできません。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) 残念であります。これは私の考えでは、いわゆる米軍基地の管理の責任を負っている沖縄防衛局としては、その責任者、あるいは当該事案についての責任者は、やはりわかるはずのものだと思うんですよ。

そこで角度を変えて聞きますけれども、部長はそういう責任のある立場から伊江島補助飛行場の米軍基地、わけても演習場について、つまり必要上、伊江島のそういう関係する場所、特に真謝区に行くには、演習場を通らなければいけないと思うんですよ。だからそういう点でも伊江島に部長が行くことはないんですか。それは関係職員が行って、責任者は単なる資料の、つまり職員がつくった資料に基づいて確認をしていくと、こういう程度のものですか。現地に足を踏み込んだことはないのかどうか、ご答弁願いたいと思います。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 私は50年に当時の那覇防衛施設局に採用されて、50年、51年、52年は特に契約説得で伊江島補助飛行場についても真謝部落などもよくまわりまして、実際、演習場と真謝部落が近いということは十分承知はしておりますけれども、何メートルかという具体的な距離になったものですから、今手元に資料がないからちょっとお答えできませんというような答えでやったところでございまして、実際、伊江島補助飛行場には何度か足を運んで、真謝部落が演習場に近いということは十分承知しているところでございます。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) それでは、ちょうどこの問題が本日の公開審理の中でも、私関係地主のほうからも質問をしているわけでありますから、近いうちに部長は実際にこの場所、私が冒頭指摘した場所を訪れて調査なさるおつもりはありますか、ご答弁願いたいと思います。

○當真会長 はい、防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 今、多分、分遣隊の話だと思いますけど、これについて今、特にどういう形で落ち着いたのか、それがまずははっきりしないことには、ちょっと調査のしようがないのかなと思っております。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) 私にすれば、今の答弁は無責任ですね。こ

れがどこかに落ち着いてからでは困るわけですよ。やはり住民は先ほど来、申し上げているとおり、これがどこに移ることによっても戦々恐々なんですよ。先ほど申し上げたでしょう。西崎区の南側に移そうとしたら、部長自らおっしゃったように学校があるとか、住民地域に近いとか、ということで住民が反対しているということですね。この真謝区についても同じではありませんか。だからそれならば、真謝区に落ち着いてからみると、たって、これは意味がないと思います。そこで私の方から申し上げますけど、この分遣隊が移ってくる場所から民家が何軒か、私の記憶では一番近いのが3、4軒と思いますけれども、約200mしか離れていませんよ。それも200mよりもっと近いかもわかりません。だから防衛局としては、そこらへんの距離まで測って住民の気持ちというものを考えていく必要があると思って、私は聞いているんです。

というのも、戦後65年、沖縄は占領支配の時分から、復帰から38年、現在に至るまで伊江島演習場をはじめ、米軍基地が私たちの沖縄に集中しているために、米兵のあるいは米軍の事件、事故はなくならないではありませんか。むしろ頻繁に起こっているではありませんか。そういうものを考えてみた場合に、いろんな基地被害については単なる具体点について、米兵の犯罪だけではないんですけども、米兵の引き起こす犯罪や事件や事故だけでも、伊江島でもおびただしく起こっておりますし、沖縄全体でも起こっている現状からして、わずか200m足らずしか離れていない真謝区の住民が、区をあげて反対するのは私は当然だと思いますよ。そのことについては、これぐらいで留めておきますけれども、それでは角度を変えて、この場所が、伊江島の強制的な土地取り上げ、つまり伊江島の私の土地を含む演習場になっている土地というのは、まさに米軍の武力で、いわゆる銃剣とブルドーザーで強制的に接収されたところなんです。こういうことは、これはもう沖縄県民のあるいは本土の国民の伊江島における土地問題というのは、おそらく今でも共通認識になっていると思うんです。銃剣とブルドーザーによる土地の接収、それに激しく粘り強く戦い続けてきたという歴史についても、私は共通認識になっているんじゃないかと思うんです。そういう意味からは、基地を管理する防衛局としては、知つておかなくてはならないと思うから私は聞いているんですけども、その場所が、今申し上げた伊江島真謝区、西崎区における銃剣とブルドーザーによる強制的な土地取り上げとの関係で、今、基地管理部隊、分遣隊が移転しようとする場所は、由緒的にどういう関係にあるか、知つておられますか。これは一般的に部長が知つておられる認識でもよろしゅうございますから、ご説明をお願いしたい、こう思います。

○當真会長　　はい、防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側)　　知念さんがおっしゃられるように、真謝部落につきましては、演習場をつくるために、私は50年代から伊江島に行っているといいましたけど、そのときのおばあさんからの話ですけど、自分は3回接収されたというような話を聞いておりまして、その接収のときに、結構住民が闘争したというようなことはお聞きしております。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者)　　簡潔ではありましたけれども、部長のおっしゃるとおり、銃剣とブルドーザーによる強制接収に至るまで、やはり何回かのこういう接収もありましたよ。しかし、最終的には土地は命綱だったですから、今でもそうだと思いますけれども、特に当時は土地がないと人々は生きていけない、1955年の強制接収まで、わずかに戦後10年です。しかも伊江島村民は、伊江島の飛行場を米軍がただちに本土爆撃をするために、使用するために沖縄でもいち早く整備をして、爆撃基地に使ったところなんです。そのために伊江島の人々は、戦争で島にいた人々の半分、住民も半分ぐらい犠牲になりましたけれども、残った半分も根こそぎ、やはり米軍によって慶良間列島などの各離島に強制移転というよりは、強制的に慶良間列島に放置されたんです。それでやっと2カ年後に伊江島に帰ること(帰島)が許されて、人々とブルドーザー、戦車などでうち固められた土地を、ひと鋤、ひと鋤耕して、あの真謝の演習場になっている土地などは農耕地にしたんですよね。やっと農耕地から生活できるだけの作物が収穫できると。それで子弟の教育、子供たちを育てていく、そういうことがやっと可能になったかなというときのあの接収でしょう。8年目ですよ、伊江島の人々が本島や慶良間列島、今帰仁、本部、あるいは恩納村、そういったところに難民として暮らしていて、やっと帰ったのが、帰ってから8年目のあの武力による接収ですよ。そう言う土地取り上げなんですけれども、やはりこれを思うと、今でも胸が張り裂けます。というのは、強制接収の中身たるや筆舌では尽くせないものがございますよ。だからこういう接収とこの場所は、関連していますけれども、これについては防衛局は調べてありませんか。

○當真会長　　はい、防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側)　　先ほどからお話しているように、あまり我々としてはこの件に関してはタッチしてなかったものですから、ちょっとお答えしかねます。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者)　　非常に残念です。

それでは、私のほうから申し上げたいと思います。伊江島における土地接収は、米軍の

野蛮そのものですよ。私も強制接収されたとき、現場に立ち会っておりましたけれども、あの米軍は55年の3月11日に300名上陸をして、そして3月12日から強制接収を始めておりますけれども、それは接収しないでくれという人を公務執行妨害などで捕えて、裁判にかけるということとか、あるいは立ち退きを拒否していた人々13戸については、米軍が火をつけて焼き払う。そして家財道具を出すまで待ってくれというお願いも聞かないで、それをブルドーザーで破壊すると。こういうことで接収されたんですね。そこでこの場所については、土地も奪われ、家屋も焼き払われたり、破壊されたりした13戸の家族が強制的に移転をさせられて、現在の中飛行場の北の端、境界を接する広場です。赤土を剥き出しにしていたところですけれども、これのわずかな面積にテントを米軍が張って、ここに13戸の人々を、住民77名ぐらいでしたかね、そういうふうに押し始めたところなんですよ。だからこういうところであればこそ、真謝区の人々は余計に戦慄を覚えるわけですよ。今、またこういう場所に鬼か蛇かと思われるような米軍が、真謝区と目と鼻の先に部隊を移転してきて、しかもそういうひどい状態のあった場所に移ってくるということ。これについては真謝区の人々はどんなことがあってもオーケイというわけにはいかないから、全会一致で反対していると思いますよ。

基地を管理する防衛局、どうですか。それについて防衛局としても、やはりこのような場所に移転してはいかんと、部隊の移転はまかりならないと。むしろ演習場を撤去せよというような立場に最終的には、今すぐにはできないかもわかりませんが、そういう方向でそういう態度をとれませんか。この場所に当面は、これは防衛局としても同意できませんと。そういうふうに明言できませんか。お願いします。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) ただいま過去の歴史を教えてもらいまして、機会があれば村長さんのほうにも、今お話をあったというようなことについては、一応お話したいなと。

ただ、先ほどもおっしゃいましたように、現在、移転につきましては、主に沖縄総合事務局、地元伊江村、一応米軍の三者で基本的にやっている中で、ただちに我々が反対というようなことはちょっと申しかねますと。ただ、機会をとらえて村長さんのほうには、きょうお話をあったことについては、しっかり伝えたいと思っております。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) 村長さんにはそういう話をするということですけれども、それは当然、防衛局のほうがきょうの状況を報告なさるということは、私

も了といたします。

しかし、村長さんに話すだけで、これは解決する問題ではないと思います。先ほど来、総合事務局、米軍、村、三者で進めているという話ですから、あの二者に対しても村長さんに説明するようなことは、当然、防衛局としてやって然るべきだと思いますよ。どうですか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 地元の状況を一番よく知っているのは村当局だということで、まず村長さんにお話してみたいということで、先ほどお話したところでございます。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) ちょっとくどいようですけれども、再度確認したいと思います。村長さんに今の公開審理の状況での私のそういう指摘、それは真謝区民の皆さんのが思っていらっしゃることでもありますから、そういうことを村長さんに説明した上で、総合事務局や米軍に対しても、そういう報告はなさいますか。再度お聞きをいたします。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) まず、基本的に村長さんにお話ををして、それからどうしようかというような形で、まずは村長さんにお話したいというようなことでございます。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) それは本公開審理中に、なるべく私としてはただちに行動開始していただきたいと思いますけれども、公開審理中に早い時期に村長さんに話した結果、次どうするかということについて、本収用委員会、公開審理にご報告願えますか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) もし、そのような話を、私が話したことについてお話しすることは、やぶさかではございません。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) それでは、ぜひ真摯に受けとめて、この問題に対処していただきたいというふうに思います。

ちなみに、具体的な資料の面から今の私の指摘の問題と関連してお聞きしますけれども、防衛局は先ほど申し上げました伊江島における最初の頃の強制的な土地接收の実態について、公式な資料など調べられたことがありますか。そしてまた、この公開審理に間に合わせて調べたことがあれば、ご報告願いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 先ほどもお話したんですが、50年代に局に入った際に、当然、伊江島のほうに私は何回か飛びまして、当時契約していないおばあさんですけど、3回接収されたと。私は最初は鎌でもって追われました。何回か行くうちに、6回目か、7回目かにやっと座敷の中で立ち話ができました。10回ほど行ったときに、やっと縁側に座ってお話を聞くことができました。その際に、今の大きくなつたお兄ちゃんたちが、小さい頃、私は3名ぐらい乳飲み子を抱えて、まず1回目出されて、トタン葺きで過ごしましたと。それもまた追われて、3回接収されたんだと。とにかく俺の目が黒いうちは契約はしないんだと。ただ、縁側には座ってお話を聞かせてもらったというような状況でございます。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) それは当然だと思いますよ。伊江島の人たちがひどい状況で土地を取り上げられて、現在に至るまで苦しみ抜いている。こういうことからすると、当然だと思います。

やっぱり原点ともなる点については、防衛局が調査なさつたのであれば、ご報告願いたいと言つても、なかなか具体的には報告なさいませんので、私のほうから申し上げたいと思いますけれども、ここに伊江村が発行した伊江村における基地問題及び被害の記録というのがございます。これはずっと戦後の基地問題、そしてその被害について追い続けて記録をした伊江村の公式な資料なんですよ。その資料にも私が指摘している点は、具体的に記述されておりますけれども、その記述の資料については、防衛局もちゃんと手に入れてお調べになっておられますか。その点、まずお答え願いたいと思います。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 50年代という形でお話しましたけど、そのときの村史の中で読ませていただきました。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) 参考までに。これは1943年、昭和18年、7月に伊江島に日本軍が上陸をしてきて飛行場をつくると。その段階からの記録なんですよ。そして、今まで永々と(嘗々と)続いている記録なんです。参考までに申し上げますと、伊江村の企画調整課がその作業を続けて、そういう資料の作成をいたしております。

ちなみに、この分遣隊が移転をするんじやないかといわれているところとの関連で、テント生活が強いられた人々との関係で申し上げますと、これは私が説明するよりも、やはり関連する記録を読み上げたほうがいいと思いますので、防衛局はぜひ伊江村からこの資料を手に入れて、認識を新たにしていただきたいというふうに思います。

まず、3月11日、強制土地接収のために米軍が上陸したときの模様から始まっておりますが、それはこう記述しております。「催眠ガス、救急車などを伴った完全武装兵の米兵約300人余りが上陸用舟艇で伊江島ウフグチ浜から上陸をしたと。そして、翌3月12日、工作隊長ガイティアー中佐ほか武装兵300人によって真謝部落の測量を開始、午前7時、伊江村真謝1063番地、並里清二さん、当時62歳の宅地内に十数名の武装兵が測量に来たので、並里さんは測量を止めるよう訴えると、殴る、蹴るなどの暴行を加え、荒縄で縛り、毛布を巻き付けた上、金網の中に放り込み、飛行場で待機していた飛行機に乗せて、嘉手納の軍事裁判所に連行し、公務執行妨害扇動、暴行の罪を着せた」と。こう記しております。

それから、3月13日のところでは、「着剣した米兵で守られた農作業隊が、村民の中止要請にもかかわらず、家屋を次々と破壊していく、横暴な現地米軍との交渉に見切りをつけた農民は、代表7名を派遣し、この日から琉球政府に対する座り込み陳情を始めるというふうになっております。

それから3月14日、米軍は前日に引き続き、残りの農家に侵入して、銃を突き付けて農民たちを家から追い出し、家財道具を外へ放り出して家屋に放火し、またはブルドーザーで破壊した。こうしてきのうからこの日までに13戸の農家は跡形もなく焼き払われ、破壊し尽くされた。家を焼かれ、土地を奪われた13戸の農民たちを米軍は無理矢理にトラックに積み込んで、接收予定地のほかの野原に張ったテント小屋に放り込んだ。強制収用された77人、以後5カ月余りのテント小屋生活が続いていくというふうになっております。

この場所は、あの基地管理分遣隊が移転してくる、この場所と境界を接しているところなんですよ。この場所に来るということは、真謝区の人々に対して過去の恐怖を思い起させるだけでなく、あの殺人的な演習場をさらに強化する以外のなにものでもないと。こういうことを区民が考えたときに、やはり「寝ンティン、寝ンダラン(訳:寝ようにも寝ることができない)」ということになるのは、当然じゃないでしょうか。防衛局長、もう一度そのことについて、どういう認識をもっておられるか、ご答弁願いたいと思います。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 知念さんが過去の歴史、重々説明されたことに関しては、非常に過去の重い歴史があるんだなということについては、十分わかったところでござります。その話も含めまして、先ほど村長さんにそのような話があったというようなことを、それも含めまして、お話ししたいと思っております。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) 村長さんにその話をするということについ

ては了としたいと思います。

同時に、先ほども指摘したように、その上で、なるべく早い時期にその問題を推し進めている政府総合事務局、そして米軍に対して、もう同じような、先ほど答弁なさったようなことを、まずなさることを希望したいわけですけれども、この点についてはどうなんでしょうか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 先ほどもお話しましたが、まず、村長さんにお話してから今後のこととは考えたいというような形で考えております。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) この問題のしめくくりで申し上げておきた
いんですが、これはよく言われる基地のたらい回しですよ。基地のたらい回しでは問題は
解決しない。このような危険な演習場を強化するねらいをもっている、こういった分遣隊
の移転を伊江村のどこにもっていこうが、これは同じような問題が起こりますよ。もちろん
米軍としては演習場に近いところ、効率的なところにもっていこうとすると思いますけ
れども、だからそういう基地のたらい回し、これは小さいようですけれども、基地のたら
い回しですよ。たらい回しでは問題は解決しない。根本的にこのような銃剣とブルドーザー
による強制土地接収にまつわる、そしてあれから半世紀以上でしょう。人々を苦しめて
いるこの基地は、きれいさっぱり、伊江島から、まず演習場から先に、そして伊江島から
きれいさっぱり撤去すると。もちろん沖縄全体からも。こういう姿勢でないと私はいかん
と思うんですよ。そういう姿勢をもって国民の負託を請けている政府は、私は行政は推
し進めるべきだと、このように思います。そこでこのテント小屋生活の5ヵ月の中で、住民
はどういうことになったかというと、名護保健所の健康調査では、実に8割の人が栄養失
調ですよ。そして、同じようにそれぐらいの人が病気に罹っていると、当時の新聞は報じ
ております。だからこれを考慮した場合に、あれは55年前の話だということにはならないん
ですよ。

私などは当時は19歳から20歳前後でしたけれども、まだ子供もいない、もちろん妻もい
ないときでしたが、このような苦しみを子や孫たちにさせたくない。だから伊江島から一
日も早く、まずはあの演習場を撤去させて、自分の土地を取り戻して、そこを命の綱であ
る農耕地に再び変えたいと、こういうことで当時の青年たちも真謝部落の青年たちも頑張
ってきたんです。

ところが、皆さん、あれから55年、半世紀以上経っているではありませんか。今につけ

てこういうような不安と苦しみを与えるということは、やはりこれは許される話ではないと思います。そういうことで、ぜひ防衛局にはこういう伊江島の人たちの苦しみ、そしてニジティ、ニジララン(訳：耐えても耐えても、耐えることができない)、現在まで半世紀以上も演習場撤去せよ。そして、土地を返せという戦いを続けている所以なんですよ。その気持ちを理解していただきたいんです。どうですか、防衛局の職員。理解できませんか。率直な感想をお願いしたいと思います。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 先ほどもお話しましたけれども、50年代に初めて私も局に入って、実際地元の方と折衝したと。10回になってやっと縁側に座って、当時、お茶を出してもらったと。その中で何回か交渉するうちに、おばあさん以外は、もうそろそろ契約しようかという話はございましたけれども、おばあさんだけは頑としてやりませんでした。それは先ほどおっしゃったように、お父さんとか子供たちは、私が乳飲み子を抱えて、3回も接収されたのを知らないんだということをおばあさんは言っていましたので、「おばあさん、いいですよ。また、来ます」というような形で私は帰った記憶がございます。だから、今、知念さんが言ったことは、あのおばあさんからも十分聞いていますので、それは十分、当時はどうだったかというのは、50年代にあのおばあさんがしっかり聞かされて、承知するところでございます。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) それ以上、もう私も言及しませんが、やはり沖縄県民はもとより、国民の負託によって行政を担当している公務員である防衛局は、やはり常にそういう、今、私たちが主張しているようなことを念頭に置いて問題に対処していただきたいと思います。

2番目に移りますけれども、この件については代理人のほうから出されている求釈明申立書とも競合しますので、それについては、私の申立書を読み上げますと、演習場と使用されている地域の面積及び米軍用地全体(補助飛行場)に占める率はいくらか、また、過去の資料実態と現在の運用状況を説明してほしいということですけれども、そのことをまず説明していただいて、その後は代理人の先生方に求釈明申立書が競合している面もありますので、バトンタッチをしたいというふうに思います。

2番目の私の求釈明、全体的な求釈明について、ご答弁をお願いしたいと思います。あとは代理人のほうからもいろいろ聞くと思いますので、よろしくお願ひします。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 伊江島補助飛行場の演習場として使用されている地域の面積は、同飛行場の管理・運用は米軍が行っているため、演習場だけということについてはちょっと承知しておりませんけれども、同飛行場は、日米安保条約の目的達成のために、アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域として提供されておりまして、施設及び区域に関する日米合同委員会合意によりますと、その使用主目的は、補助飛行場、空対地射撃場及び通信所とされております。

また、過去の使用実態及び現在の運用状況の詳細については、承知してないところでございますけれども、合同委員会合意によりますと、その使用条件として2,000ポンドを超えないあらゆる航空機用の在来型訓練弾を使用する空対地射爆撃及び重量物落下を含むパラシュート降下訓練を行うとされているところでございます。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) 今の大まかな説明を受けてお聞きしますけれども、やはり具体的には説明なされてないというふうに思うんですよ。現在、これは先ほど来申し上げているように、使用実態について基本的には先ほどのとおりだと思いますけれども、しかし、事件や事故が引き続いて起きているわけなんですよ。そういう点で私が聞きたいのは、現在に至るまでその自体がどうなっているか。そのところが聞きたいわけです。それはどうですか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 先ほども説明したように、施設区域の使用実態については、当局として承知はしておりますけれども、あくまで使用の形態としましては、合同委員会の合意によりますと2,000ポンドを超えないあらゆる航空機用の在来型訓練弾を使用する空対地射爆撃及び重量物投下を含むパラシュート訓練を行うとされているところでございます。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) つまり2,000ポンドを超えない降下物とか、そういう訓練が行われているわけですけれども、その結果、やはり様々な被害が起きていることは、この伊江村の出している被害の記録にも明らかなんです。例えば、多くは申し上げませんけれども、土地が接収された後、激しい爆撃演習が行われて、それが基地の外に演習弾が飛んできて犠牲になるというようなこと。

そして、演習弾が例えば1961年の初め頃には、米軍機から投下されたジャンピング爆弾がヤギの草刈りをしていた二十歳の青年にあたって死亡するという事故も起きております。そして、米軍はこれは演習場内だったということで、現在に至るまで1円の補償もしない。

という状況なんでしょう。もちろん日本政府も、復帰後そのままそういう被害はほったらかしております。こういう実態を私は先ほどの演習の内容の結果として出ている問題について、防衛局はどう考えてどう対処したかということを聞きたいんですよ。

それは復帰前のことは先ほど申し上げたとおりですが、特に復帰後、私の記憶では1976年でしたかね、いわゆる演習場、土曜、日曜は地域住民に開放されるんですね。草を刈つてもいいというときに中に入って草を刈っていた青年が米兵に後ろから狙撃されて重傷を負うという事件も起きましたね。そういう事件が起きていますが、そして、これは非常にひどい例ですよね。今申し上げたものは2つとも死亡事故ですから、基地がなければそういう事件・事故というのは、起こらないわけですけれども、それが復帰前のことではなくて、復帰後も先ほど申し上げたように、70年代に起きていて、それからその後、現在に至るまで空から降ってくる降下物、つまり降下訓練、落下傘による訓練ですね。あるいは荷物の訓練、2,000ポンド超えない云々もありましたが、こういう重い荷物を降下する訓練が行われているために、どんどん被害が今まで起こっているわけです。その実態を調べておられるかどうか。そして、どのように対処されてきたのか。そういうことを私は聞きたいんですよ。その点、こんな長い半世紀以上のことですから、すべてをというわけではありませんが、特徴的な例をとらえてもいいから、この場でそういうときに防衛局はどのような対処をなさったか、ご説明を願いたいと思うわけです。

○當真会長 ちょっとお待ちくださいね。知念さん、今の釈明事項をお聞きしますと、事件・事故の実態についてお聞きしているというふうに伺っていいかと思うんですけれども、釈明事項の6のほうの事件・事故の実態はどうなっているかということの釈明ということでおろしいでしょうか。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) はい。いろいろ関連していますので、やはり問題は1つですので、そのように解釈してもいいです。6番目のところでは、また、割愛しますので、繰り返しませんから、とにかくそのようにご理解いただいて、ご答弁願いたいと思います。

○當真会長 はい、わかりました。

では、防衛局。釈明事項6も含めた趣旨での釈明ということです。よろしくお願ひします。

○長嶺英光代理人(起業者側) 一応6を中心にやりたいと思いますけど、当局としましては、米軍の活動等において地域住民等に人的要因、物的被害を及ぼすような事件・事故

はあってはならないと考えておりますて、平素から米軍に対しては隊員の教育や綱紀粛正の徹底を図ると、その防止については実効ある措置を講ずるよう、様々なレベルから申し入れを行ったところでございます。

また、米軍におきましても、これら要請等を踏まえて安全管理の徹底に配慮しているものと承知しているところでございます。

それで具体的にどのようなことがあったかということで、私が過去に経験した一例、二例を紹介したいと思います。

重量物降下でヘリコプターから水缶が落ちてきたと。それから、パラシュートでたまたま葉タバコに降下しまして、苗木3本、4本折ってしまったというときには、我々はすぐ担当職員が飛んでいきまして、まず、謝罪しながら当然苗木の単価もわかっていますから、例えば1,000円だったとしても、4本であれば単なる4,000円かもしれませんけれども、5,000円とか、あとは1万円というような形で、まず村の職員を入れながら見舞金として被害者の方にお詫びをして、また、米軍からも分遣隊のほうからもちろんお詫びに行ってくれというような形で、米軍からも被害者の方に謝罪しつつ、当局としてもできるだけ被害を被った方に対する見舞金の形で手交しつつ、最終的には村を入れてお詫びをして、相すまなかつたというような形で謝罪して基本的に処置しているというようなことがございます。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) それで言いたいこともあります、それはもうさておいて、私の本日の求釈明については、あと1点で終わりたいと思います。

あと1点は、自分の土地への立ち入り調査について、3番目ですけれども、具体的には演習場内にある自分の土地を直接調査したいので、地主の立ち入りを認めてもらいたいということですけれども、私から要求があればいつでも立ち入り調査を認めていただけますか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 米軍施設区域への公的な立ち入りを要望する場合におきましては、平成8年12月2日の日米合同委員会合意に基づく立ち入りのための申請を、立ち入りを予定する施設及び区域を管理する合衆国の軍隊に直接行うことになります。ただ、立ち入りが認められるかどうかにつきましては、米側の裁量によることになりますけど。という形でよろしいですか。

○當真会長 知念さん。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) 私が特に立ち入り調査を申し入れたいのは、以下の理由なんです。私は地主でありますけれども、強制接收されてから、また、復帰後、一度も当局立ち会いの下で自分の土地がどこにあるか確認したことはないんですよ。だからそれは私の本当にじみ出てくるというんでしょうか、私の権利者としての立場から。そういうことで確認したいがためです。

それから、もう1つは、最近、以下のような事実かどうかということを確かめたいがためです。つまり私の所有する土地の付近、私の土地かもわかりませんが、付近にハリアパットがつくられているそうです。そのハリアパットが拡張されているということです。ハリアパットというのは、2m四方の面積があれば離着陸できるようですが、これが100m四方ぐらいに幅が広げられて、広げる工事がなされていると、こういうことを耳にしているんです。これからすると2012年に普天間基地配備がアメリカの計画で進んでいるMV-22オスプレイが訓練するための準備ではないかと。こういうふうに伊江島の地主をはじめ、住民たちは不安がっているんです。MV-22という飛行場がどんな危険なものであるかということは、この公開審理でも眞喜志好一さんのパワーポイントを使った説明でも明らかだと思います。こんな危険な事故をいつ起こすかわからない、また、普天間基地のCH-46の何倍もの爆音を出す飛行機は、仮に沖縄に配備されて、これが伊江島の演習場の私の土地の上で、これが離着陸訓練をやるとすれば、ゆるしい問題ですよ。だからそういう点では二重、三重に私たち苦しめられることになりますので、私は確かめているんです。

防衛局、私の土地をはじめ、伊江島演習場において、こういうハリアパットなどをはじめ、基地がそういう新しい、恐ろしいMV-22の訓練場になるようなことはないと、断言できますか。そのことについてご説明をお願いしたいというふうに思います。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) オスプレイの沖縄配備につきましては、現時点で具体的に決まっているわけではない旨の回答を米側から得ているところでございまして、ただ、米軍全体の一般的な方針といたしましては、CH-46からオスプレイに代替変更されていくとの認識はもっているところでございます。

○知念忠二(伊江島補助飛行場土地所有者) 終わりますけれども、MV-22はアメリカの計画で2012年から沖縄の基地にも配備をすると、そういうことはもう公の事実となっておりますので、今の防衛局の説明は私は了とすることはできません。

しかし、きょうの求釈明ではそれ以上、私のほうからその問題について言及は差し控え

たいというふうに思います。

以上で、私のきょうの求釈明は終わり、次の残された分は次の機会にやりたいと思いま
すので、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○當真会長 知念さん、どうも。

仲山代理人、発言がありますか。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 伊江島補助飛行場に関する関連質問させていただ
きたいと思います。

○當真会長 それでは、どうぞ。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 法治国家の下において、国家は自ら違法行為をした
り、もしくは違法行為を是認することはあってはならないと思うんです。それが法治国家
の原則だと思っています。そこでお聞きいたします。

先ほど伊江島補助飛行場について、1950年代の強制収用の接收の状況が出ました。私た
ちはそれは国際法、ハーグ陸戦条約でいう私有財産はこれを没収せず、もしくは掠奪はこ
れは禁止するということに明確に違反しているというふうに思っております。

そうであれば、違反してつくられた違法につくられた伊江島補助飛行場について、その
違法性を是正した上でしか国家は、その土地を使用することはできない。強制収用にしろ。
というふうに思っております。しかし、私の知る限りにおいて、国はこの国際法違反の是
正をせずに、違法行為をそのまま引き継ぐ形で強制収用を現在まで行っているというふう
に私は理解しております。そこでお聞きをいたします。1950年代の伊江島における、伊江
島以外にもありますが、銃剣とブルドーザーによる強制接收が違法かどうか、合法なのか
どうか。防衛施設局の見解をまずお聞かせいただきたい。

そして、その後にそれが違法であれば、それを治癒する行為をされたのかどうか。治癒
しないで、そのまま違法性を承継する形で強制収用が続けられているとすれば、それはど
うしてなのか。見解をお聞かせ願います。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 先ほど昭和50年代といいましたけど、これはちょっと間
違いじゃないですか。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 1950年代です。

○長嶺英光代理人(起業者側) 当時、沖縄防衛局はございませんので、何とも申しかね
ますけど、基本的に國家の問題として、日米安保条約を結んだ中でこのようなことについ

ては、国家間で話し合われたんじゃないかと思っております。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 今のはちょっと意味がわからなかつたんですが、私はまず国家は違法行為を是認してはいけないということを申し上げたんです。だから1950年代の伊江島の強制接收が、私は国際法に違反していると思っているのですが、まず、その見解はどうなのか。その見解を踏まえて、もし、仮に違法だということであれば、それを直さないで、是正しないで、そのまま引き続き違法状態を継続する形で強制収用を続けることはいかがなものかということをお聞きしているわけです。その2点、明確にお答えください。

○長嶺英光代理人(起業者側) 先ほども申しましたように、沖縄防衛局は当時ございませんので、本件については私のほうからはお答えしかねます。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 復帰時点ではありますよね。防衛局は。だから復帰時点で新たな強制収用していますよね。当初は「公用地法」で。その後、「位置明確化法」で強制収用していますよ。その強制収用することが違法性を承継したんじゃないかと聞いていますよ。何も皆さんの責任だと言ってませんよ。1950年代のこと。どういう認識で強制収用を引き続きされたかということを聞いているんです。もし、違法であれば、いつたん違法状態を是正するということは、住民に土地を返して、その後でまた、新たな法的手続きをもって収用するんだったら、それはそれでそれが正当だと思うんですが。そうされてないのでどうですかとお聞きしているんです。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 1950年代のことについては、私のほうからは意見を申すことはちょっとできかねます。ただ、復帰以降、公用地暫定使用法で5年、延長して10年間確かに、公用地暫定使用法で土地を使用させていただきました。その後、土地収用法の中で現在、審理している土地につきまして、同じような形で使用させていただいているというような形で、法に基づいて使用しているというような認識でございます。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) それ以上、お聞きしても、出てこないと思いますので結構です。

○當真会長 若干時間があと10分程度ありますが、地権者の皆さんの方で求釈明を行いますか。それとも次回にまわしますか。

やりますか。はい、それでは、どうぞ。

○茂野俊哉(普天間基地土地所有者) 普天間の地主の茂野です。

8月にも求釈明を出してますが、これについては嘉手納基地の求釈明と一緒にお答えいただければいいと思いまして、先日出しました求釈明についてだけ、半端な時間にちょっとやらせていただきたいと思います。

前回の求釈明の続きということになりますけれども、あのときに文書を出せばご回答いただけるということでしたので、確認の意味で文書にして出しましたということです。

まず1点目、読み上げますけれども、「普天間飛行場における夜間飛行の騒音被害について住民から要請を受けていることが明らかになっているが、過去2年間において住民からいつ、どのような要請があったか。米軍にはいつ、どのように改善を要請したか。米軍からはいつ、どのような回答があったか。以上、明らかにされたい」というのが1点目。

2点目は、これはもう読んでしまいましょう。「2009年6月3日、求釈明書の1の11において、本施設における薬害、化学物質の使用実態を明らかにされたいという項目があるが、貴職は米軍にも問い合わせず、不明という回答をしました。米軍が当該施設内で使用している薬害すべてについて、明らかにすることは困難ではないと推測され、土地所有者が薬剤名を特定して聞く必要は合理的にも考えられない」。前回、特定しないと聞けないと言つたので、そんなことはないだろうということです。「改めて使用薬剤名を含む薬剤、化学物質の実態を米軍に問い合わせ、回答されたい」ということです。

この2点ですが、補足しますと、このような質問については、本当は口頭で回答するよりは紙1枚出していただければ、すぐにみんなに非常に明確に、正確にわかると思うんですが、そのことについても、要請としては収用委員会にも文書回答を希望する旨、要請しておきました。多分、そういうことはないだろうと思いますけれども、とりあえず、この2点については、前回回答してくださいというふうに言ったものですから、回答をお願いいたします。

○當真会長 茂野さん、確認をしますが、今、読み上げられた釈明の書面、これは収用委員会等に提出されていますか。

○茂野俊哉(普天間基地土地所有者) すみません、書面の日付とは違うんですが、9月13日にメールで送っています。

○當真会長 茂野さん、9月13日の書面は私どものほうにも届いてきております。ただし、今読み上げた内容とは全く別の内容の書面でありまして、職権登録云々という内容になっております。

○茂野俊哉(普天間基地土地所有者) そうすると、文書送りを間違えています。

- 當真会長 よろしいですか。きょうはちょっと書面が出てないので。
- 茂野俊哉(普天間基地土地所有者) わかりました。これは私がもう一度送り直します。
- 當真会長 それでよろしいですか。はい。
- 茂野俊哉(普天間基地土地所有者) では、次回以降、いつになるかちょっとわかりませんが、わかりました。
- 當真会長 そろそろ時間になりますので、本日はこの程度にしたいと思いますが、これで本日の審理を終了いたしたいと思います。
- 有銘政夫(嘉手納基地土地所有者) 私がもう一度、収用委員会に要求書を出しますから、その件は了解ですよね。
- 當真会長 ちょっとその趣旨がはつきりしないんですけど、有銘さんのほうで書類等、何か出されるということですよね。出していただく分には全然構ないので、出していただいて、それを代理人の方もいらっしゃるでしょうから、法律的な意味としてどういう趣旨で出されるのか、そこをある程度明らかにしていただいて提出していただければ、こちらの審理の対象ということになると思います。
- 有銘政夫(嘉手納基地土地所有者) わかりました。
- 當真会長 それでは続けますが、本日の審理を終了いたしまして、次回の公開審理の日程ですが、平成23年1月25日、火曜日、午後1時15分から4時まで。会場は同じくこの沖縄市民会館の中ホールを予定しております。

なお、今後の予定を申し上げますと、この公開審理も回数を重ねてまいりましたので、公開審理については、ある程度終了の予定を立てておく必要があります。

当委員会としては、次回、あるいは次々回までで終了したいと考えております。したがいまして、地権者のほうで求釈明事項については、重複するもの等については整理をして釈明をしていただければというふうに思っております。

それでは、本日は以上で終わりたいと思います。ご苦労さまでした。